

令和7年3月24日 第5回府中市総合計画審議会資料

第7次府中市総合計画後期基本計画 素案 修正案 (基本目標1 保健・福祉)

【記載方法について】

- ・ 現行計画から修正がある部分は網掛けで示しています。
- ・ 文中の「*」は、注釈を入れる予定の語です。
- ・ 指標の基準値は、原則、作成時における最新の値です。
- ・ 前回資料からの修正は見え消しをしています。

施策名称一覧(基本目標 1)

	施策 NO.	前期基本計画	後期基本計画(案)
基本施策1 健康づくりの 支援	1	健康づくりの支援	健康を支えるまちづくりの推進
	2	疾病予防対策の充実	疾病予防対策の強化
	3	地域医療体制の整備	施策 1 に統合し削除
基本施策 2 子ども・子育て 支援の充実	4	地域における子育て支援	(変更なし)
	5	妊娠期から子育て期までの継続的な支援	(変更なし)
	6	ひとり親家庭への支援	(変更なし)
	7	教育・保育サービスの充実	(変更なし)
基本施策 3 高齢者サービスの 充実	8	高齢者がいきいきするための支援	(変更なし)
	9	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援	(変更なし)
基本施策4 障害者サービスの 充実	10	障害者の社会参加の推進	(変更なし)
	11	障害者差別の解消と相談支援機能の充実	(変更なし)
	12	障害者の地域生活支援	(変更なし)
	13	障害児への支援の充実	(変更なし)
基本施策 5 社会保障制度の 充実	14	高齢者医療制度の普及と推進	(変更なし)
	15	国民健康保険の運営	(変更なし)
	16	国民年金の普及	削除
	17	介護保険制度の円滑な運営	(変更なし)
基本施策 6 生活の安定の 確保	18	低所得者の自立支援	(変更なし)
	19	住宅セーフティネット制度の推進	(変更なし)
基本施策 7 共に生きるまち づくりの推進	20	つながり支え合う地域づくり	(変更なし)
	21	安心して生活できる福祉環境の整備	(変更なし)

基本施策 1 健康づくりの推進

施策 1 健康を支えるまちづくりの推進

■めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが健康づくりに高い意識を持ち、健康的な生活習慣を実践し、かかりつけ医等への相談を通して日頃の健康管理に努めています。

また、休日・夜間にも適切な医療サービスを受けられる環境が整備されているとともに、地域のソーシャルキャピタル*が醸成され、健康づくりだけではなく、こころといのちを守る支援がなされています。

■現状と課題

乳幼児期、学齢期、若年期、中年期、高齢期といった世代ごとに、運動等の生活習慣や食生活の課題が異なるため、ライフステージの特性に応じたきめ細かい対応が必要です。市民ボランティア(元気いっぱいサポーター*や食育推進リーダー*など)の増加により地域の健康づくりや食育推進の基盤が整いつつあり、今後は団体や企業等との連携・協働の強化を図るなど、より一層充実させることが求められています。こころといのちを守る支援では、相談者が抱える内容に応じた専門機関等に確実につなげるため、誰もが自殺に追い込まれることのないネットワークの強化・充実を図ることが必要です。

また、国では、初期の治療は地域の医院・診療所を受診するよう促すなど、医療機関の役割分担を推進しています。そのため、市民が日頃から身近な地域で相談できるかかりつけ医を見つけることができるよう情報発信を強化することや、休日・夜間の応急診療体制の充実が求められています。さらに、大規模災害発生時においても市民の生命や健康を守るため、発生直後から復興までの各フェーズに応じた医療救護や保健活動等を行うことが可能となるよう、関係機関との協働・連携体制の強化を図ることが必要です。

■施策の方向性

- ライフステージの特性を踏まえた、生涯にわたる切れ目のない健康づくりに向け、情報発信や生活習慣を見直すための講演会や健康相談を通じて、健康意識の醸成を図ります。
- 市民ボランティア、団体、企業等と連携し、地域の健康づくりや食育を推進します。また、食の循環*への理解促進や食文化の継承に資する取組に加えて、食環境の整備*等を行います。
- 誰もが自殺に追い込まれることがない支援体制づくりのため、こころといのちを支え合うネットワークの強化を図ります。
- 自分の健康状態に心配事が生じた際に気軽に相談できるよう、「かかりつけ」の医療機関、歯科医療機関、薬局等を持ち、定期的な受診を促すとともに、休日・夜間

における応急診療の実施体制の充実、大規模災害発生時などの緊急時の医療体制整備に取り組みます。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
健康づくりを担う市民ボランティアの活動回数	66回	97回	市民ボランティア(元気いっぱいサポーター及び食育推進リーダー)の活動回数です。
ゲートキーパー*研修受講者数	396人	876人	ゲートキーパー研修を受講した延べ人数です。
身近な地域における医療(歯科医療、調剤薬局含む)の充実度	—	(調整中)	必要なときに身近な地域で医療(歯科医療、調剤を含む)を受けられていると感じる人の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
健康管理支援事業	生活習慣病の予防、健康増進などに関する知識の普及を目的として、情報発信や講座を実施するとともに、保健師などの専門職による健康相談を行います。また、元気いっぱいサポーターの養成と活動支援、市内企業や各種団体、学校等と連携・協働した啓発活動により、健康づくりの推進を図ります。
食育推進事業	情報発信や体験型講座、管理栄養士による栄養相談を実施します。また、食育推進リーダーの養成・育成など、人材育成にも努めます。
自殺対策事業	自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を取ることができる人材(ゲートキーパー)を育成するとともに、地域におけるネットワークの強化を図り、いつでも支援につながる地域の体制づくりを行います。
休日・夜間診療事業	府中市保健センターで休日・夜間診療を実施します。
災害時医療体制等整備事業	医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と協働・連携し、災害時の医療体制を整備・強化します。

■協働により推進したい取組

- 健康づくりやこころといのちを支え合うネットワークづくりに関する事。
- 「かかりつけ」の医療機関や薬局を持つことの啓発のほか、災害発生時における医療救護や保健活動等の協働・連携体制の整備に関する事。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	○	○							
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策 1 健康づくりの推進

施策 2 疾病予防対策の強化

■めざす姿(施策の目的)

健康診査や各種検診の機会が充実しており、疾病や障害等の早期発見と早期の治療・支援に結び付いています。また、市民一人ひとりが感染症予防の正しい知識を持ち、適切に対応するとともに、市・東京都・国が連携した予防体制が整備され、対策が行われていることで、健康が守られています。

■現状と課題

職場などで健康診査を受ける機会のない 18 歳から 39 歳の方を対象とした若年層健康診査や、各種がん検診等を実施していますが、受診率は高い状況とはいえませんが、疾病の早期発見と早期治療の重要性を更に周知していくことが必要です。また、新たな感染症の発生や拡大の場面においては、感染予防や拡大防止、緊急時の医療体制の整備に加え、支援が必要な方々へのサポート体制の整備などについて、国や東京都、医療機関、事業者とともに対策を講じていくことが求められています。

■施策の方向性

- 健(検)診の実施及びがん検診の精密検査の該当者への受診勧奨・精密検査の実施体制の整備を行うことで、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
- 歯科健診や歯科保健指導の実施により、むし歯や歯周病の予防対策を講じます。
- 感染症危機が発生した際の行動計画*について、国や東京都の計画改定等を注視し、適宜反映することで実効性を高めます。感染症発生時・拡大期には、行動計画及び事業継続計画(BCP)に基づき、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように、発生段階に応じて行動できるように保健所・医師会等の関係機関との連携強化を図ります。
- 感染症の蔓延および重症化を防ぐため、希望者が予防接種を受けられるよう環境を整えます。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
がん検診の受診率	胃 3% 4.7% 子宮頸 15.3% 乳 22.9% 大腸 9% 肺 3.8%	胃 4.7% 5.9% 子宮頸 18.1% 乳 27.8% 大腸 15% 肺 5.4%	健康増進法に基づく 5 つのがん検診(胃・子宮頸・乳・大腸・肺がん)の受診率です。 ※胃は X 線検査・内視鏡検査
成人歯科健診の受診率	12.6%	13%	健康増進法に基づく年齢対象者(40・50・60・70 歳)の受診率です。
定期予防高齢者インフルエンザ予防接種の接種率	45.4%	54.5%	定期予防接種(高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種)の平均接種率です。

■主要な取組

取組名称	令和 8 年度から 11 年度までの取組内容
各種疾病検診事業	健康増進法に基づく 5 つのがん検診(胃・子宮頸・乳・大腸・肺がん)を実施します。
歯科健診事業	歯の喪失の防止、歯と口の機能保持を図るため、成人歯科健康診査(歯周病検診含む)を実施します。
感染症対策事業	市民生活や地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、感染拡大防止のための取組を実施するほか、重症化予防のための予防接種を実施します。

■協働により推進したい取組

- 健(検)診の啓発や感染症発生を想定した訓練の実施に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		○							
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 1 地域医療体制の整備

施策 3 地域医療体制の整備

⇒施策 1 に統合のため削除

■めざす姿(施策の目的)

■現状と課題

■施策の方向性

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明

■主要な取組

取組名称	令和 8 年度から 11 年度までの取組内容

■協働により推進したい取組

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 4 地域における子育て支援

■めざす姿(施策の目的)

地域全体で子ども・子育てを支えていく取組が充実し、子育て家庭が孤立し、悩みを抱え込むことなく、気軽に交流・相談できる環境が整っており、様々な人との触れ合いを通じて、子どもが健やかに成長しています。

■現状と課題

地域とのつながりがより希薄になり、身近に相談できる相手がないなど、在宅での育児の孤立化が問題となっており、地域における子育て支援へのニーズが高くなっています。

現在、子ども家庭支援センター*、地域子育て支援センター*、私立保育園などにおいて、親子で交流し、気軽に相談できる場などを提供するとともに、子育て講座などを実施し、地域での孤立化を防止しています。そのような中、より多くの方が地域で気軽に相談できる環境の整備が求められています。

また、地域で子育てひろば*や子ども食堂*を実施する団体を支援することで、地域交流の促進や見守り体制の充実を図っています。今後は、それぞれのこのような居場所から地域とのつながりが広がるよう子育て家庭が地域との関わりを得て孤立しないようにするとともに、特に支援が必要な家庭に対しては行政による福祉的な支援につながるよう、官民協働で子育て支援のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

■施策の方向性

- 地域子育て支援センター「はぐ」*の整備を進め、地域の子育て支援を担う拠点施設として市内全域をカバーできる体制を構築します。さらに、子育てひろばについては、常設型施設での実施に加えて、ニーズ量のバランスを取りながら、地域の文化センターや公会堂等を会場とする地域での出張型の取組も展開していきます。また、地域子育て支援センター「はぐ」及び子ども家庭支援センター「たち」については、身近な場所で気軽に相談ができる地域子育て相談機関として、子育て世代包括支援センター「みらい」との連携の強化を図ります。
- 子育て家庭を支援するために地域で様々な活動に取り組んでいる機関・団体等と連携を図りつつ、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体への支援を通じて、地域における子育てのネットワークづくりを市民との協働により地域社会が子育て家庭を支える取組を推進します。特に、社会的な認知度の向上等により、利用者側のニーズに加えて提供者側の参入意欲も高まっている子ども食堂については、支援の拡充を図っていきます。
- 地域で活動する団体や関係機関と連携を図りながら、特に福祉的な支援を要する家庭については早期に発見し、行政による支援につなげられるよう、地域における

子育て支援のネットワークを整えていきます。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
子育てひろばの延べ参加人数	【調整中】 119,020人	現状維持	【調整中】出張型も含めた子育てひろばに参加した子ども及び大人の合計人数です。
地域子ども・子育て応援連絡会参加団体数	18団体	33団体	地域子ども・子育て応援連絡会に参加した団体数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
子育てひろば事業	子ども家庭支援センター「たち」「しらとり」、地域子育て支援センター「はぐ」、私立保育園などにおいて、親子が気軽に交流や相談できる場を提供するほか、子育て講座、イベント等の啓発活動を実施します。また、一部の施設では、常設型に加えて出張型の子育てひろばを実施します。
地域子ども・子育て応援事業	子ども食堂等の活動団体に対して補助を行うとともに、地域のネットワークをいかし、地域団体と協働で子ども・子育てを支える取組を進めます。

■協働により推進したい取組

- 子ども食堂などの地域団体との子ども・子育てを応援する活動及び地域のネットワークづくりに関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 5 妊娠期から子育て期までの継続的な支援

■めざす姿(施策の目的)

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制が充実し、妊娠、出産、育児のそれぞれの時期に、適切な情報提供や、不安・悩みに対する相談、医療費等の経済的負担を軽減する支援などが行われており、保護者は安心して子どもを生き育て、子どもは心身ともに健やかに育つことができる環境が整っています。

■現状と課題

家族構成や働き方・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育て家庭の身体的・精神的・経済的な負担が依然として課題となっています。

予期せぬ妊娠など妊娠期からの心身のストレスや育児不安・孤立した育児が解消しない家庭は、養育困難や児童虐待に繋がりがやすく、また、家族の障害や心身の不調等が継続している家庭では、ヤングケアラーの問題として顕在化することもあります。

このような状況に対応するため、妊産婦や子ども及びその家族の健康と子育てを包括的にサポートし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことが求められています。市では、母子保健機能と児童福祉機能を統合した子育て世代包括支援センター「みらい」を包括的な支援拠点である「こども家庭センター*」として位置付け、関係機関と連携し、子どもや妊産婦、保護者へ必要な支援を行っています。

■施策の方向性

- 児童手当等の支給及び医療費等の助成を引き続き行い、子育て家庭を経済的に支援します。
- 子育て世代包括支援センター*「みらい」では、妊娠期から切れ目のない支援を行うため、母子保健と児童福祉の専門性をいかし、相談支援を一体的・包括的に行います。
- 母子健康手帳交付時の面談や産後ケアなどの妊産婦支援を充実し、産後うつ等を防止します。また、乳幼児健康診査、予防接種等を実施し、子どもの発育発達の課題については、医療や療育機関との連携を強化し、母子の健康の保持増進を図ります。
- 食育や性教育に関する取組を実施し、将来の妊娠を考えながら健康的な生活習慣を身につけるプレコンセプションケア*を推進し、心身や養育環境の整った中で妊娠、出産及び子育てができるよう啓発していきます。
- 児童虐待の未然防止及び重篤化防止を図るため、地域のネットワークを強化し、子育て家庭のニーズに対応した、きめ細かいサービスの調整・提供を行うとともに、通告窓口及び相談支援を行う機関の周知広報など虐待防止の普及啓発を行います。また、ヤングケアラーについて、民間支援団体と協働し、当事者や周囲の大人の理解を促進するための普及啓発活動や学校等の関係機関との支援体制を整備

します。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
この地域で、今後も子育てをしていきたい人の割合	76%	80%	乳幼児健診で実施するアンケートで保護者が回答した割合です。
妊娠11週以内での妊娠の届出率	96.5%	96.9%	1年間の妊娠届出のうち妊娠11週以内で届出をした割合です。
児童虐待問題が解決した相談の割合	49.5%	60%	1年間の虐待相談のうち、継続的に相談対応を行い、虐待に係る問題が解決した割合です。
ヤングケアラーから早期に意見聴取した割合	80%	85%	1年間に把握したヤングケアラーのうち、本人から3か月以内に意見を聴取した割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
児童手当支給及び子育て家庭医療費等助成事業	高校生年代までの児童について、適正に児童手当を支給するとともに、保険診療の自己負担分を助成します。
こども家庭センター事業	母子健康手帳交付時の面談により個別の状況を把握し、妊娠期からの継続的な情報提供や相談支援を行うことで子育て期までの切れ目のない支援を行います。
母子健康づくり支援事業	適切な時期に乳幼児の各種健診を行い、発育と発達の確認及び疾病の早期発見と早期治療につなげる保健指導を行います。また、各種講座を実施し、母子の健康づくりを実践できるよう支援するほか、学校等と連携し、中高生を対象に命の大切さなどを学ぶ性教育講座を実施します。また、若い世代にプレコンセプションケアを実施します。
児童虐待防止事業	児童虐待の早期発見、早期対応に努め、要保護児童対策地域協議会等*を通して関係機関との連携強化を図り、支援体制の充実及び虐待防止の普及啓発を行います。
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーの実態を把握するとともに、相談支援を行うほか、ヤングケアラーの理解を促進し、支援の必要

	な子どもを把握するため普及啓発を実施します。また、ネットワーク会議等を実施し、支援体制の充実を図ります。
--	--

■協働により推進したい取組

- 子育てに係る情報収集・提供や、児童虐待の防止等に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		○							
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
					○	○			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 6 ひとり親家庭への支援

■めざす姿(施策の目的)

ひとり親家庭が自分たち家族にとって必要なサービス等を選択・活用しながら、親子が自立し、安心して暮らしています。

■現状と課題

ひとり親家庭を対象とした手当の給付及び医療費の助成を行っているほか、専門の相談員がひとり親家庭の保護者から相談を受け、資格取得や就業に係る支援、必要なサービスの提供等を行い、自立を促進していますが、ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を保護者一人で担っていることが多く、様々な困難を伴う場合があり、相談支援や、就業支援、養育費の確保に対する支援、経済的なきめ細やかな支援が求められています。

「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」、「子どもの生活実態調査」では、ひとり親家庭は、就労している方の割合は高いものの、世帯としての収入水準は低く、離婚の際に養育費の取り決めをしていない、取り決めをしても受け取っていない割合も高くなっています。また、他の世帯と比較して生活満足度も低い傾向にあることから、子育て、就労、離婚や養育費など様々な面において相談体制の充実と各種支援制度の周知徹底が必要です。そのため、離婚を考えた時の相談窓口やひとり親家庭に関する情報をまとめた冊子を配布するなど情報発信を継続していくとともに、ひとり親が相談しやすい環境を整えて、支援の必要なひとり親家庭が漏れなく相談に繋がるようにしていく必要があります。

■施策の方向性

- ひとり親家庭それぞれの状況に応じて、ひとり親自立支援員がきめ細やかな支援をするほか、離婚を考えている親の課題整理などができるよう相談体制を充実し、各種支援制度の周知徹底を図ります。
- 就業や転職に係る相談については、就業支援専門員が生活状況や仕事の希望等をうかがい、ひとり親家庭の親及び子の資格取得や求職活動の支援を行います。
- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等の取組を推進します。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
母子・父子自立支援プログラム策定数	29件 (R5)	【調整中】	ひとり親家庭を対象とした就業や生活の安定のための支援プログラムの策定数です。
ひとり親家庭における母子・父子自立支援プログラム策定事業の認知率	41.5%	50.5%	上記事業のひとり親家庭の認知率です。
養育費の受給率	42.9% (R5)	58.5%	取決めをした家庭のうち養育費を受け取ることができる割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
ひとり親家庭自立支援事業	支援を必要とするひとり親家庭に対して、情報提供や制度の周知、資格取得や就業の支援を行うことで自立を促す取組を行います。
養育費確保に関する補助金事業	ひとり親等の生活の安定のため、養育費の取決めに係る公正証書等の作成、養育費保証契約の締結等に必要な費用を助成します。

■協働により推進したい取組

ひとり親家庭の孤立化防止に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○			○						○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 7 教育・保育サービスの充実

■めざす姿(施策の目的)

就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況や子どもの個性に応じて必要とされる教育・保育サービスが提供されており、安心して出産し、子育てできる環境が整っています。

■現状と課題

女性の就業率増加により高まる保育需要に対応するため、保護者の働き方や子育ての在り方は社会的に変化しており、保育ニーズは増加及び多様化しています。このため、認可保育所の開設や定員増を進めた結果、待機児童数は平成 29 年度(2017 年度)の 383 人をピークとして、令和 4 年度(2022 年度)は 14 人、令和 5 年度(2023 年度)は 5 人、令和 6 年度(2024 年度)は 0 人となり、待機児童は順調に解消が図られてきています。保育施設のが増加や・多様化に加え、利用者の働き方やニーズなども変化していることから、各事業者の保育サービスの質を維持・向上させる取組や人材(保育士)の確保が求められるとともに、医療的ケアが必要な児童医療的ケア児*など、特別な支援が必要な児童の受入体制の拡充のほか、親の就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度(こども誰でも通園制度)*の実施が求められています。また、今後は就学前児童人口の減少が進み、教育・保育サービスの供給過多や地域偏在の課題が想定されることから、引き続き、女性就業率やそれに伴う保育ニーズの変化社会情勢や保育ニーズの変化などを注視しながら、対応策について早期に検討・着手することが必要です。

■施策の方向性

- 施設への給付や保護者への保育料の助成を通じて、保育園を始めとする保育施設や幼稚園等の中から、保護者が最適な教育・保育サービスを選択できる環境を整えます。保育園の延長保育や一時預かり等についても、需要の変化に留意しつつ、事業を継続します。また、事業者の協力を得ながら、特別な支援が必要な児童等の個別ニーズにへの対応を拡充していきます。
- 教育・保育の質の維持・向上を図るためには、保育士等の確保と育成が必要なことから、保育士等の処遇改善やキャリアアップのほか、業務負担の軽減に取り組みます。また、良質な育成環境を維持できるよう、事業者に対する保育支援者巡回支援や指導検査、第三者評価の受審費用の助成を引き続き実施します。
- 待機児童を増やさない、発生させないための取組を進めるとともに、今後想定される教育・保育サービスの供給過多や地域偏在への対応策として、定員調整等の取組を進めます。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
保育所入所待機児童数	0人	0人	4月1日時点において認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているが認可保育所等に入所できない児童数です。
キャリアアップ研修受講率	調整中	調整中	保育士の待遇向上と専門性強化を目的として実施しているキャリアアップ研修の受講率です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
教育・保育の提供	待機児童は順調に解消してきていますが、引き続き、女性就業率やそれに伴う保育ニーズの変化などの社会情勢を注視しながら、保育コンシェルジュによるきめ細かい相談対応により、保護者のニーズに合った教育・保育サービスを提供するとともに、保育施設の定員未充足や地域偏在への対応策として、定員調整等の取組を進めます。
教育・保育施設給付・運営事業	子ども・子育て支援新制度*に基づく教育・保育給付を適正に行うとともに、教育・保育施設が利用者ニーズに対応した一時預かり、延長保育等の事業を展開する際の支援を行います。また、特別な支援が必要な児童について、医療的ケアが必要な児童の保育や障害児保育を必要とする障害児や医療的ケア児等の受入れの充実を図ります。
保育施設・保育士等支援事業	良質な育成環境の維持・向上を図るため、認可保育所・認証保育所等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談等を行う巡回支援を実施します。また、保育士等の処遇改善や負担軽減に資する事業に対する支援を行います。

■協働により推進したい取組

- 利用者のニーズに沿った多様な保育・教育サービスの提供に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

			○						
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 3 高齢者サービスの充実

施策 8 高齢者がいきいきするための支援

■めざす姿(施策の目的)

高齢者が社会とつながり、積極的に外出や交流をしており、自身の知識や経験をいかして多様な場面で活躍し、健康で生き生きと暮らしています。

■現状と課題

高齢者が生き生きとした生活を送るとともに、人生100年時代において貴重な社会資源として地域の支え手・担い手として活躍するためには、心身ともに健康な期間である健康寿命を延伸することが大切です。高齢化の進展に伴い、これまでの介護予防に関する講座や教室の開催等を通じた介護予防・フレイル予防の取組に加えて、今後は、一人ひとりが習慣的かつ主体的な健康づくりに取り組み、社会とつながり、外出や人との交流の機会を持ち続け、いくつになっても生きがい・役割を持って活躍できる環境づくりが求められています。

■施策の方向性

- 府中市勤労者福祉振興公社や府中市シルバー人材センターを支援するとともに、ハローワーク府中や東京しごとセンター等と連携した取組により、意欲のある高齢者を多様な就労へとつなげていきます。
- 高齢者の生活の充実と活動意欲の向上のため、地域と関わり参加ができる場を充実させるとともに、余暇活動や交流を支援することで、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。
- 介護予防・フレイル予防の普及啓発を行い、高齢者が日常生活に必要な筋力の維持、口腔・栄養状態の改善などについて、自主的かつ継続的に取り組み、心身の健康増進につなげることができる仕組みづくり、地域づくりを進めます。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
高齢者無料職業紹介等就業支援事業による就職者数	190人	250人	高齢者に対する無料職業紹介等就業支援事業*を利用して就職した人数です。
週に1回以上地域活動を行っている高齢者の割合	(調整中)	(調整中)	市民意識調査で、週に1回以上地域活動を行っていると回答した高齢者の割合です。
介護予防に意識して取り組んでいる高齢者の割合	(調整中)	(調整中)	無作為抽出によるアンケートで、介護予防に意識して取り組んでいると回答した高齢者の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
高齢者就労支援事業	府中市勤労者福祉振興公社や府中市シルバー人材センターへの支援を通じ、希望する高齢者の就労へとつなげます。が働きがいをもって就労できるようにしていきます。
高齢者いきがい・居場所づくり支援事業	高齢者の居場所となるシニアクラブ*などの活動の支援や敬老事業等により、高齢者の生活意欲の向上を目指します。
介護予防事業	介護予防推進センター及び地域包括支援センターにおいて文化センター等の地域の会場で介護予防に関する講座、教室等を行い、高齢者の介護予防・フレイル予防を支援します。

■協働により推進したい取組

- 高齢者の居場所づくりや、活躍の機会の創出に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		○					○		○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 3 高齢者サービスの充実

施策 9 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援

■めざす姿(施策の目的)

認知症、その他の疾病や一人暮らしである等の理由により支援を必要とする高齢者とその家族を、地域**住民、事業者、関係機関等**で見守り、支え合うネットワークが構築されており、全ての高齢者が安心して暮らしています。

■現状と課題

今後、高齢化がますます進む中においても高齢者が**社会から孤立せず**、自身の望む生活を送ることができるよう、医療及び介護の専門職に加え、地域住民や事業所等も一体となって支えていく地域包括ケアシステム*を更に深化・推進していくことが重要であり、その中心を担う地域包括支援センターの**相談支援、権利擁護、虐待防止等の機能の充実**が必要です。また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅で各種の医療・福祉サービスを受けることができる仕組みづくりも必要であり、医療と介護の連携を更に充実させていくことが求められています。

加えて、認知症等の疾病がある人も安心して生活ができるよう、必要な周囲の理解や見守り・サポート体制を充実させ、高齢者の誰もが尊厳と希望を持って生活できる環境を整えることが必要です。

■施策の方向性

- 市内に 11 か所ある地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、地域住民、事業者、関係機関等による高齢者の見守りや支え合いのネットワーク**づくりを**が広がるよう推進します。また、**市民が必要とする情報を入手できるように、わかりやすい情報提供に努めます。**
- 医療的ケアが必要になっても、在宅での療養生活や看取りを**選択**できるように、医療・介護連携の充実を図り、療養環境の整備を進めます。
- 互いに尊重し、支え合いながら共生できるように、認知症に関する正しい知識・理解を広めるとともに、認知症のある人及びその家族への支援の充実を図ります。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
地域包括支援センターの認知度	47.5%	65.5%	地域包括支援センターが高齢者の総合的な相談を行っていることを知っている 18歳以上の市民の割合です。
医療介護連携率	医療 72.2% 介護 58%	医療 75% 介護 75%	医療従事者及び介護サービス事業者が「医療と介護が連携している」と感じる割合です。
ささえ隊ネット*新規登録者数	78人 【調整中】	100人 【調整中】	認知症サポーター養成講座を受講した人のうち、認知症のある人やその家族を支援するボランティア活動等を行う「ささえ隊ネット」に新規登録した年間のしている市民の人数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
地域包括支援センター事業	高齢者とその家族へ必要な支援が提供できるよう、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実、センター間の情報共有の徹底、さらには地域の保健、医療、福祉関係者に加え、福祉エリア*の関係団体等とのネットワークづくりを進めます。
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護が必要な在宅高齢者を支えるため、介護従事者と医療関係者間の顔の見える関係づくりと、連携や協働に向けたネットワーク構築を進めます。
認知症対策事業	認知症に関する普及啓発を行うとともに、認知症の人が早期に診断や必要な支援を受けられる体制を整備します。

■協働により推進したい取組

- 高齢者の見守りネットワークに関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	○	○							

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
						○

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 10 障害者の社会参加の推進

■めざす姿(施策の目的)

障害のある人が地域の一員として地域における交流活動に参加するほか、社会の一員として、その人らしく働くことができるなど、積極的な社会参加が可能なまちになっています。

■現状と課題

障害に関する理解を深めるため、各種イベントの開催や啓発活動等を行っていますが、今後は様々な団体や事業者との連携・協働により、ノーマライゼーション*に対する理解促進に向けた一層の取組が求められています。また、地域を中心とした活動に参加しやすくなるよう、障害のある人と地域の人との交流の機会や場づくりの支援を行うことや、多様な活動に参加しやすいように移動・移送サービスの充実を図ることも必要です。府中市立心身障害者福祉センターにおいて障害者就労支援事業を行っていますが、就労支援、就労定着支援の充実を図るとともに、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、ハローワーク等と連携し、市内企業等に向けて意識啓発や必要となる支援を行うことが求められています。

■施策の方向性

- 障害に関する知識や障害のある人への理解を広め、お互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域共生社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及を推進します。
- 障害のある人と地域の人との交流を推進するとともに、様々な活動への参加手段として、移動・移送支援の充実を図ります。
- 関係機関と連携を図りながら、障害のある人の一般就労への支援や就労後の定着の支援を行うとともに、就労機会の確保や就労に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
障害者地域交流促進事業参加者数	6,150人	6,350人	障害者軽スポーツ大会、WaiWai フェスティバル及びプール開放の参加者数です。
移動・移送サービス利用者	3,200人	3,280人	心身障害者福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業を利用した人数です。
就労移行支援事業等を利用した一般就労への移行者数	79人	91人	就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
障害理解・意識啓発の推進事業	障害者軽スポーツ大会や WaiWai フェスティバルなどのイベントを開催するとともに、広報紙やホームページを活用した啓発活動を実施します。
障害者自立移動支援事業	福祉タクシー券の助成を行うとともに、ガソリン費の助成を行います。
就労支援事業	就労相談を通して一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行い、職場開拓や企業とのマッチング、就労した後の職場への定着を支援します。必要に応じてジョブコーチ(現場適応支援者)を、関係機関の協力のもとに活用します。

■協働により推進したい取組

- 障害理解や意識啓発に関するイベントの実施や、障害のある人の就労に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
									○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
					○	○			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 11 障害者差別の解消と相談支援機能の充実

■めざす姿(施策の目的)

市民が、障害の有無に関わらずお互いを尊重し合い、家庭や職場で自分らしく過ごせています。また、障害のある人やその家族からの悩みに応じる体制が整備され、必要とする人への適切な相談支援が行われています。

■現状と課題

平成 28 年度(2016 年度)に障害者差別解消法が施行された後、平成 30 年度(2018 年度)には東京都が民間事業者における合理的配慮を義務化した条例を制定、令和 6 年 4 月には改正障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が努力義務から義務へと変更になりました。本市においても不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供*に関する取組を引き続き行います。今後も啓発を行うとともに、障害のある人への虐待の防止や権利擁護の推進に関する取組に注力することが必要です。

また、4 つの地域生活支援センター*(委託相談支援事業所)が連携して相談支援を行っています。児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズへの対応が課題となっていることから、体制の充実・強化を図り、障害のある人に寄り添い、意思決定を支援していくことが求められています。

■施策の方向性

- 障害のある人が望む合理的配慮の提供を進めるとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた意識啓発や虐待の防止、権利擁護体制の充実や成年後見制度の利用促進などを図ります。
- 基幹相談支援センター*を中核としたネットワークを構築するとともに、障害のある人が身近な場所で気軽に相談できる体制の整備、障害の特性やライフステージに応じたサービスの提供等に関する相談支援機能の充実を図ります。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
社会的障壁*の認知度	調整中	調整中	市内中学1年生2,200名及びその保護者の認知度です。
計画相談*の支給決定者数	1,846人	1,950人	障害者総合支援法に基づく計画相談の利用者数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
障害者差別解消推進事業	府中市障害者差別解消支援地域連絡会議*において事例の共有や意見交換、啓発ツール等を検討します。また、市内の民間事業者に向けて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供について周知し、建設的な対話を促します。
障害者相談支援事業	基幹相談支援センターと連携した相談支援体制を構築し、障害特性に応じた専門的かつ地域に根ざした相談支援を実施します。
障害者等地域自立支援協議会運営事業	相談支援機能の向上のため、障害当事者のニーズを踏まえた地域の課題を共有し、課題解決に向けて協議します。

■協働により推進したい取組

- 合理的配慮の提供や相談支援のネットワークに関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
									○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
					○	○			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 12 障害者の地域生活支援

■めざす姿(施策の目的)

障害のある人の地域生活を支えるサービスや支援体制が充実しており、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができています。

■現状と課題

市内の障害に関する手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も増加しています。今後も増加が見込まれるため、必要とするサービスを利用できるよう、障害特性や希望を踏まえたサービス提供体制の充実に努めるとともに、地域生活の基盤となるグループホームの整備・充実や、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の利用促進を図ることが求められています。また、府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例に基づき、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進等の取組を進めており、今後、更に充実させていくことが必要です。さらに、障害のある人が住まいを借りやすくなる仕組みの検討や、それぞれの支援を担う機関が役割分担の上で緊密に連携し、障害のある人が住み慣れた地域で暮らせる体制づくりを進めることが必要です。

■施策の方向性

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供するとともに、グループホームの整備や入院・入所している人の地域移行・地域定着を支援します。
- 障害の有無に関わらず、全ての市民が相互に尊重し合いながら安心して暮らすことができるよう、手話通訳者等の意思疎通支援者の養成や障害者への情報保障の充実を図るなど、障害者の意思疎通を促進する取組を推進します。
- 障害のある人の高齢化や「親亡き後」*を見据え、相談、一人暮らしの体験の機会や場の提供、緊急時対応等の機能を担う地域生活支援拠点等について、支援機関とサービス提供事業所等との連携・協働により運営するとともに、機能の充実を図ります。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
入院(所)中の精神科病院や福祉施設から地域生活へ移行した障害者の人数	6人	9人	入院(所)中の精神科病院や福祉施設から地域生活へ移行した障害者の数です。
地域生活支援拠点の拠点登録事業所数	8か所	14か所	地域生活支援拠点の登録事業所数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
自立支援給付等事業	障害のある人が社会生活を営む上で必要とする介護サービス、心身の機能回復訓練、就労のための技能習得訓練等のサービスや、障害を軽減するための医療及び補装具費に関する給付を行います。
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、手話通訳者、要約筆記者の派遣、外出のための支援、日常生活用具の給付等を行います。
地域生活支援拠点等運営事業	相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う面的整備型の地域生活支援拠点等を運営します。

■協働により推進したい取組

- 関係者が情報共有や連携を図ることができる包括的なシステムの構築に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
									○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
					○	○			

基本施策 4 障害児への支援の充実

施策 13 障害児への支援の充実

■めざす姿(施策の目的)

障害のある児童が、必要とするサービスの提供とライフステージを見通した切れ目のない支援を受けており、心身ともに健やかに成長・発達しています。

■現状と課題

子ども発達支援センター*は、切れ目のない支援を提供する中核施設として、乳幼児期から学齢期 0 歳から 18 歳までの発達や障害の特性等に応じた困りごとに対して相談業務をはじめとする各種支援を実施するほか、関係機関との連携による支援体制を構築します。さらに、保育所等訪問支援や巡回相談、研修の実施により、保育所等における障害のある子どもの育ちの支援に協力することで、障害の有無に関わらず子どもが共に育ち暮らしていく環境づくりを進めていくことが求められています。

また、医療的ケア児*が安心して安全に利用できるための施設や看護師等の社会資源が全体的に不足しているため、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図ることで、医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが求められています。

■施策の方向性

- 障害のある児童がそれぞれ必要とする支援が受けられるよう、相談体制を充実するとともに、児童福祉法に基づく障害児通所支援等のサービスを提供します。
- 関係機関との連携・協働を図りながら、障害の早期把握・早期対応を進めるとともに、障害の状況に応じた切れ目のない支援体制の整備と充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする児童を支援するため、関連機関との連携を推進します。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
総合相談*の件数	※R6年度実績	基準値確定後決定	子ども発達支援センター総合相談の件数です。
グループ・個別支援件数	※R6年度実績	基準値確定後決定	子ども発達支援センターにおけるグループ支援及び個別支援の延べ件数です。
子ども発達支援センターにおける利用者満足度	※R6年度実績	95%	子ども発達支援センターにおける児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業の利用者の満足度です。
医療的ケア児等コーディネーターの登録者数	※R6年度実績	基準値確定後決定	市内民間事業所の医療的ケア児等コーディネーター研修の修了者数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
児童発達支援事業	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保や充実を図ります。
子ども発達支援センター運営事業	乳幼児期から学齢期までの発達特性に応じた困りごとに対して、関係機関との連携による支援体制を構築します。
医療的ケア児支援推進事業	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携強化を図るほか、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置等により、関連分野の支援調整を行います。

■協働により推進したい取組

- 「ちゅうファイル(支援ファイル)*」の活用による継続した支援に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		○							○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
					○	○			

基本施策 5 社会保障制度の充実

施策 14 高齢者医療制度の普及と推進

■めざす姿(施策の目的)

健康寿命の延伸に伴い、元気で生き生きとした後期高齢者が増えています。また、後期高齢者医療制度の安定的な運営により、病気やけがなどをした際には、誰もが安心して最適な医療を受けることができます。

■現状と課題

団塊の世代が後期高齢者となったことにより、被保険者数が増加しましたが、誰もが安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度を持続可能なものにすることが必要です。そのため、人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進・健康維持に向けたきめ細かい対応や、保険料の確実な収納、医療費の適正化に係る情報提供など、制度の安定的な運営に資する取組の着実な推進が求められています。

■施策の方向性

- 制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合との密接な連携により、制度内容の周知を始め、各種手続の受付や保険料徴収、さらには、健康診査とその結果を基に必要な支援につなげ、フレイル予防の取組を実施するなど、制度運営の安定化や医療費の適正化を図ります。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
後期高齢者医療保険料収納率	99.5% (R2)	99.8%	後期高齢者医療保険料調定額に対する収入額の割合です。
後期高齢者医療健康診査受診率	61.6% (R5)	67.1%	後期高齢者医療健康診査対象者に対する受診者の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
後期高齢者医療保険料徴収事業	後期高齢者医療被保険者から、特別徴収・普通徴収により保険料を徴収します。
後期高齢者医療制度運営費負担事業	後期高齢者医療制度の安定した制度運営に寄与するため、東京都後期高齢者広域連合の運営費を負担します。
後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療被保険者の健康づくりと医療費の適正化のため、東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受けて健康診査を実施します。

■協働により推進したい取組

- ジェネリック医薬品への切り替えといった医療費の適正化や、フレイル予防といった健康寿命の延伸に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		○							
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 5 社会保障制度の充実

施策 15 国民健康保険の運営

■めざす姿(施策の目的)

市民の健康意識が高まっており、一人ひとりが健康の保持・増進や疾病の予防・早期発見などに努めるとともに、国民健康保険制度の安定的な運営により、誰もが必要な時に適切な医療を受けることができます。

■現状と課題

国民健康保険制度は、平成 30 年度(2018 年度)から財政の安定や効率的な事業運営を目的として、都道府県と市区町村が共同して運営を行うようになりました。本市においては、東京都が算出した標準保険料(税)率*と本市の保険税率とがかい離していることから、赤字を補填している一般会計からの繰入金は、他市と比べて被保険者一人当たりの額が多くなっています。このことから、財政健全化等への更なる取組が求められています。

財政健全化に向けた取組として、計画的な保険税率の見直しとともに、多様な納付手段の周知等により、期限内納付を推進し、迅速かつ適正な滞納処分など、税収の確保並びに収納率の維持・向上のための取組が求められています。また、特定健康診査等の実施により生活習慣病の予防・早期発見に努めるとともに、その他の医療費適正化に向けた事業を計画的に展開していますが、今後は健診の更なる受診率向上に向けた取組も求められています。

■施策の方向性

- 納付手段の周知や滞納整理の強化などによる税収確保に努めるとともに、特定健康診査や特定保健指導などの保健事業の普及啓発方法の見直しを図り、受診率の向上にも努めるなど、被保険者の健康保持・増進と併せて将来的な医療費の適正化にも取り組むことで、安定した国民健康保険制度の運営を目指します。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
国民健康保険税収納率	84.6% (R2)	89.4%	国民健康保険税調定額(現年課税分・滞納繰越分の合計)に対する収入額の割合です。
特定健康診査受診率	53% (R1)	59%	特定健康診査対象者に対する受診者の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
国民健康保険運営事務	制度を安定的に運営するため、適切な資格管理による課税を行うほか、納付手段の周知等により収納率の向上を図ります。
国民健康保険保健事業事務	特定健康診査や特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施します。

■協働により推進したい取組

- 健康の保持・増進や疾病の予防・早期発見に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		○							
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 5 社会保障制度の充実

施策 16 国民年金の普及

⇒施策を削除。国民年金の実施主体は日本年金機構であり、市は法定受託事務を請け負っているにすぎず、総合計画掲載にそぐわないため。

■めざす姿(施策の目的)

■現状と課題

■施策の方向性

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明

■主要な取組

取組名称	令和 8 年度から 11 年度までの取組内容

■協働により推進したい取組

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 社会保障制度の充実

施策 17 介護保険制度の円滑な運営

■めざす姿(施策の目的)

高齢者が必要な介護保険サービスを適切に利用できており、自身の尊厳を保持しつつ、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができます。

■現状と課題

高齢化の進展による介護サービス量の増加に伴い、給付費が伸び続けていることから、制度の安定性・持続可能性を高める取組を強化することが求められています。

また、市内にある介護サービス事業者の半数以上が、職員が不足していると感じており、介護人材に対する取組も求められています。

■施策の方向性

- 給付適正化事業などの保険者機能の強化を進めつつ、サービス基盤の整備を図ることにより、介護が必要な方に適正なサービスが提供できるように、介護保険の円滑な運営を進めます。
- 新たな人材確保につなげる取組や人材育成のための専門研修、人材の定着化を図るための取組などを実施し、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応します。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
介護保険の軽度者が重度化する割合	36.7%	36%	介護認定の更新申請の結果、前回の介護度よりも重度化している人の割合です。
介護サービス利用者に対する介護支援専門員*の人数	令和6年度 末人数	157人	居宅介護支援事業所における介護サービス利用者に対する介護支援専門員の人数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
介護保険給付適正化事業	介護サービスを必要とする人を適切に認定した上で、利用者が必要とするサービスを介護サービス事業者等が適正に提供できるよう取り組みます。
介護保険支援事業	介護サービス事業者に対して、人材育成に関する取組や研修等の必要な支援を行うことにより、介護現場の業務改善を図り、介護人材の確保や定着に取り組みます。

■協働により推進したい取組

- 介護保険制度の内容や介護方法などについての理解・普及や、介護人材の確保につながる介護サービス事業者への支援、災害時などに必要となる高齢者への支援に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		○							
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策 6 生活の安定の確保

施策 18 低所得者の自立支援

■めざす姿(施策の目的)

経済的に困窮する市民が自身の状況に応じた支援や情報につながるができる相談体制等が整備されており、生活保護制度を含めた様々な施策によってその困窮状態が解消されています。

■現状と課題

生活困窮者自立支援法の改正により、住居確保給付金制度を拡充するなどより使いやすい制度を提案できるようになり、「断らない相談窓口」として、包括的に相談を受け、支援できる体制を整備しています。また、子どもの学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の防止にも努めていますが、社会的に孤立した困窮状態にある方をいかに把握し、早期の支援につなげていくかが課題となっています。また、生活保護受給世帯の経済的自立に向けて、ハローワークとの協働による「就労支援コーナーふちゅう」を開設していますが、就労が決定した人を増やすことに加え、就労後に離職しないようフォローすることが求められています。

■施策の方向性

- 「断らない相談窓口」を徹底するとともに、相談者に対するきめ細かい支援を継続して行います。また、地域の関係機関や関係団体との連携により、潜在的に困窮状態にある方が生活保護等の必要となる支援につながる取組を展開します。
- 早期に離職することなく、安定した就労を継続できるよう支援するとともに、特に一人では就労に結び付かない人には、本人の生活環境の整備や、本人の希望や特性に合った就労支援を実施するなど、誰もが社会とつながり、孤立することのないよう関わっていきます。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
生活困窮者自立支援に関わる新規相談件数	481件 (R5)	500件	生活困窮に関する市民からの新規相談件数です。
生活保護受給者の就労決定数	87件 (R5)	91件	生活保護受給者に就労支援を実施した結果、就労が決定した件数です。
生活保護受給者の就労定着率	84.6% (R5)	90%	生活保護受給者が就職決定後、3か月以上就労を継続した割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
生活困窮者自立支援事業	地域福祉コーディネーター*やわがまち支えあい協議会*などと連携し、地域で孤立している方や潜在的な困窮状態の方を早期の支援につなぎます。また、支援に際しては、複合的な課題を抱えた方に対して包括的な支援を実施します。生活困窮者自立支援法の改正に合わせた支援も拡充し、きめ細やかな対応を目指します。
生活保護受給者自立支援事業	生活保護受給者の経済的自立に向けて、一人ひとりの状況に合わせた就労支援を実施します。また、就労決定後の定着支援にも注力するとともに、就労以外の各種支援も実施することにより、社会的自立の促進と社会的孤立の防止を目指します。

■協働により推進したい取組

- 地域の中で孤立し、困難を抱える方の把握や早期支援のほか、低所得者や要支援者の支援に係る多様な働き方に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	○								○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 6 生活の安定の確保

施策 19 住宅セーフティネット制度の推進

■めざす姿(施策の目的)

高齢者や低額所得者等の住宅の確保に特に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)に、公的賃貸住宅を適切に供給することに加えて、民間賃貸住宅を活用した居住支援が行われており、誰もが安心して暮らすことができます。

■現状と課題

住宅セーフティネットの根幹は市営住宅等の公的賃貸住宅であるものの、民間賃貸住宅の空き家・空き室についても有効に活用することが求められています。このことから、府中市居住支援協議会を設置し、住まい相談窓口を設けることで、民間賃貸住宅への入居につなげるとともに見守りを行うなど、住宅確保要配慮者への支援を行っています。

しかしながら、単身高齢者世帯の増加、持家率の低下等により住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定されますが、依然として住宅確保要配慮者の住まいが見つかりづらい状況が続いており、賃貸人のリスクに対する不安の解消と、一方で、管理上の対応が増加する可能性に不安を感じる賃貸人が、入居を拒む事例も見受けられます。

このことから、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制のをさらに強化が必要となります。していくことが必要です。

■施策の方向性

- 市営住宅を適切に管理するとともに、セーフティネット住宅*をはじめとした民間賃貸住宅の空き家・空き室の有効活用を図ることにより、ため、住宅確保要配慮者への支援と賃貸人の不安解消に取り組み、住宅セーフティネット制度を強化・推進していきます。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
住宅セーフティネット住まい相談事業における住宅確保要配慮者の住み替え割合	88.3%	97%	相談件数(相談者の都合で取りやめた件数を除く)に対し、住み替えが決定した割合です。
市営住宅における所得基準内世帯の割合	95.0%	96.0%	条例で定める収入基準内の世帯の割合

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
市営住宅管理運営事業	住宅を必要とする高齢者や低額所得者等の市営住宅への入居機会を確保するため、世帯の所得状況に基づいた適切な管理に努めます。また、住宅の長寿命化を図るため、計画的な改修や修繕等を実施します。
居住支援事業	高齢者、低額所得者、障害者、子どもを養育している方などの住宅確保要配慮者に対し、住まいに関する相談窓口を通じて、各関係機関が行う生活支援との連携を図り、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

■協働により推進したい取組

- 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
○						○			

基本施策 7 共に生きるまちづくりの推進

施策 20 つながり支え合う地域づくり

■めざす姿(施策の目的)

地域において福祉課題に関する相談を受け止め、支援する環境が整備されており、地域住民が日頃から互いに関心を持ち、つながり合いながら、それぞれが主体的に課題解決に向けて取り組んでいます。

■現状と課題

団塊の世代が後期高齢者となったことにより、医療や介護サービスの需要がさらに高まると見込まれるとともに、近年、困りごとを抱える方の課題が複雑・複合化してきている状況にあります。そのため、従来の公的な福祉サービスの充実だけではなく、福祉施策の横断的連携による切れ目のない支援を行うことが以前にも増して必要となってきます。これまで進めてきた住民を始めとした様々な活動主体が参画、連携する支え合いの仕組みづくりを更に進め、総合的かつ包括的な相談・支援体制を充実させていくことが求められています。

■施策の方向性

- 文化センター圏域を基礎とした 11 の福祉エリアで、地域の生活課題について分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- 各福祉エリアにおいて、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題について、地域福祉コーディネーター*が支援し、地域の多様な主体が課題解決に取り組む体制づくりを強化します。
- 複合化・複雑化した課題に対応するため、総合相談窓口を充実させるとともに、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業*を推進します。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
家族、知人以外に相談できる相手がいる人の割合	(調整中)	(調整中)	市民意識調査により把握した、困ったときに家族、知人以外で相談できる人がいると答えた市民の割合です。
重層的支援会議*または支援会議*の開催回数	5回	6回	多機関協働事業者が主催する重層的支援会議または支援会議の延べ回数です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
地域福祉コーディネーター事業	困りごと相談会の実施などを始めとする相談・支援体制の充実を図るとともに、地域の多様な主体が連携し、課題解決に取り組むための調整を図ります。
重層的支援体制整備事業	属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に取り組めます。

■協働により推進したい取組

- 地域における助け合い、支え合いの仕組みづくりに関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○		○							
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
						○			

基本施策 7 共に生きるまちづくりの推進

施策 21 安心して生活できる福祉環境の整備

■めざす姿(施策の目的)

高齢者、障害者、子ども、外国人などを含めた全ての人にとって、安心して住みやすいまち、訪れやすいまちになっています。

■現状と課題

高齢化社会が進展する中で、多様な人々が共生する社会の実現が求められており、すべての人が快適に生活できる社会を目指すことが必要です。物理的、情動的、意識的なバリアを取り除くバリアフリーや、文化、言語、国籍、年齢、性別、能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できる設計であるユニバーサルデザインを推進するには、その重要性を理解してもらうための啓発活動が不可欠です。また、認知症や障害などによって物事を判断する能力が不十分な方が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を促進することに加え、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、福祉サービスの提供体制の確保や質の向上を図ることなどが求められています。

■施策の方向性

- 全ての人が生き生きと快適に暮らし、安心して訪れることができるまちづくりを実現するため、バリアフリー及びユニバーサルデザインを推進します。
- 社会福祉協議会、法律関係専門職、福祉関係者、医療関係者等の連携強化を図り、様々な理由で判断能力が不十分な方の生活が守られ、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進により権利擁護を推進します。
- 福祉サービス提供事業者への運営指導や支援を通して、サービスの質の向上を図ります。また、事業者自らのサービスの質の向上と透明性の確保に向けた取組を支援することで、利用者が安心してサービスを利用できるような体制整備を推進します。

■指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
心のバリアフリー* の認知度	44.5%	50%	市民意識調査により把握した「心のバリアフリー」を知っている人の割合です。
後見活動メンバーの 登録者数	89人	113人	後見人になるための講座を修了し、後見人候補として登録した市民の人数です。
福祉サービス第三者 評価受審費用助成 制度を活用している 事業所の割合	7.9%	9%	福祉サービス第三者評価受審費を助成した市内福祉事業所の割合です。

■主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
福祉のまちづくり推進事業 (福祉のまちづくり環境整備助成事業)	バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を実施するとともに、既存建物のバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり環境整備費の助成を行うほか、心のバリアフリー及びユニバーサルデザインを推進するための普及啓発を行います。
権利擁護センター事業	権利擁護センターふちゅう*を運営し、成年後見制度の利用促進・普及啓発を図ります。また、市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施など、円滑な後見活動のための支援を行います。
福祉サービス第三者評価 受審助成事業	福祉サービス事業者のサービス向上と利用者への情報開示を促進するため、事業者に対し福祉サービス第三者評価制度の周知と受審費用の助成を行い、制度の普及啓発を図ります。

■協働により推進したい取組

- ソフト及びハードの両面におけるバリアフリーとユニバーサルデザインの普及啓発や推進に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
				○					○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

